

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算統計資料より）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 42,267	千円 10,943,231	千円 626,998	千円 1,746,994	% 16.0	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

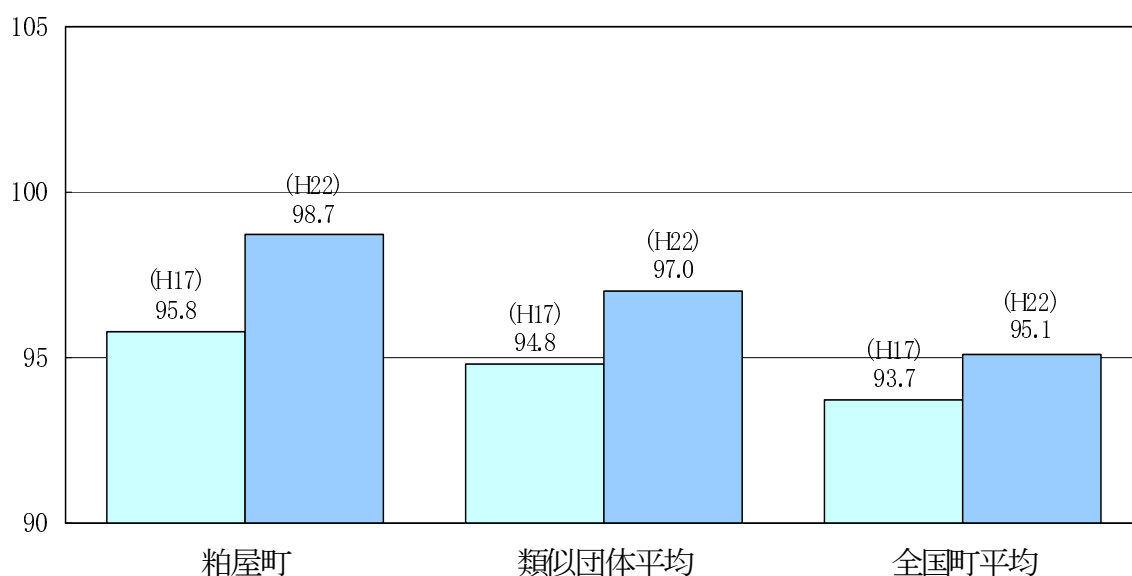
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)20年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 181	千円 690,480	千円 131,329	千円 273,285	千円 1,095,094	千円 6,050	千円 6,143

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 ない

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200			
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	400,500	413,400	435,500	459,100			

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	42.8歳	330,300円	397,772円	373,682円
福岡県	43.6歳	349,183円	435,509円	388,578円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
類似団体	43.2歳	328,371円	385,261円	361,176円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	46.3歳	307,000円	334,882円	331,113円
福岡県	51.6歳	345,953円	397,774円	377,182円
国	49.3歳	284,514円	—	322,291円
類似団体	48.5歳	289,260円	315,877円	306,337円

（注）1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区分		粕屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	137,500円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

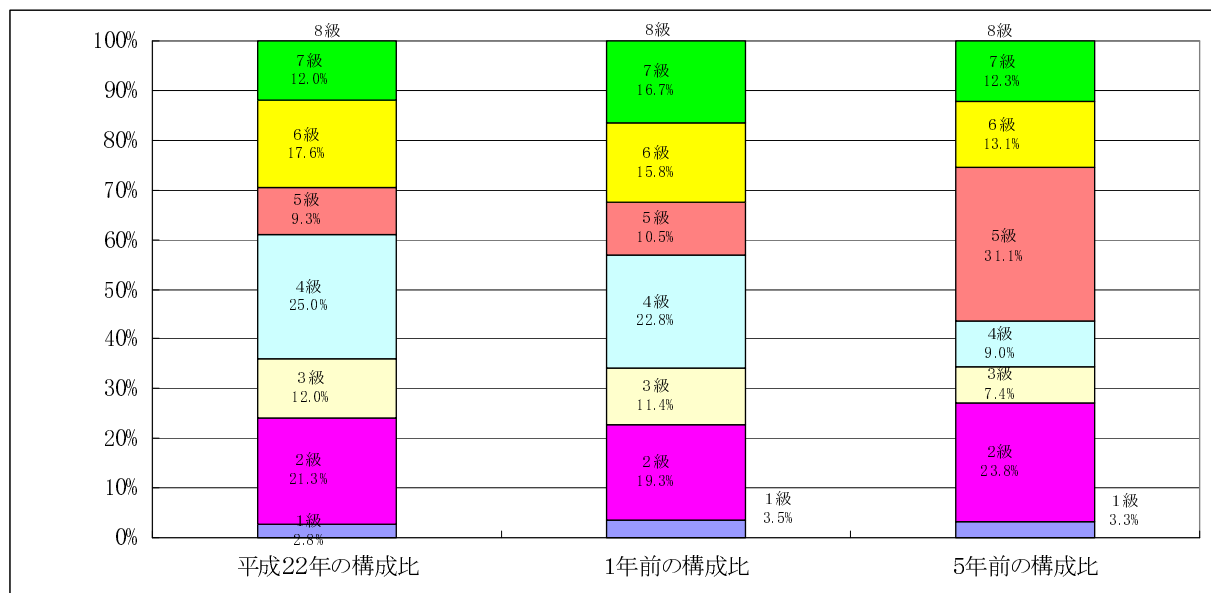
区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	272,553円	327,600円	353,940円
	高校卒	260,100円	293,300円	328,600円
技能労務職	高校卒	—円	258,500円	311,500円
	中学卒	—円	—円	—円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長、局長、参事	13人	12.0%
6級	課長、参事補佐	19人	17.6%
5級	課長補佐、相困係長	10人	9.3%
4級	係長、主査	27人	25.0%
3級	主任主事	13人	12.0%
2級	主事	23人	21.3%
1級	主事、主事補	3人	2.8%
計		108人	100.0%

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに5級及び6級を一部統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

長期の休職や欠勤の状況は昇給に反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,523 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,672 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

長期の休職や欠勤の状況は勤勉手当に反映させている。

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

粕屋町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	26,817 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		28,998 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		147,197 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	3.6 %	197 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	ない

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	37,102千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	279千円
支給実績(20年度決算)	28,524千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	213千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算5,000円	同じ	—	20,929千円	229,993円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 2,500円	異なる	借家(同じ) 持家 なし	10,262千円	125,143円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	5,370千円	41,626円
管理職手当	部長 66,000円 事務局長・次長 57,000円 課長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類が異なる	27,741千円	554,820円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	750,600円 (834,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 911,000円 / 386,000円
	副市町村長	606,600円 (674,000円)	750,000円 / 441,000円
報酬	議長	349,000円 ()円	499,000円 / 227,000円
	副議長	293,000円 ()円	430,000円 / 182,000円
	議員	272,000円 ()円	400,000円 / 157,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(21年度支給割合) 3.05	月分
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 3.05	月分
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×5.1×在職月数/12	(1期の手当額) 17,013,600円 (支給時期) 任期毎
	備考	給料月額×3.0×在職月数/12	8,088,000円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給料に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

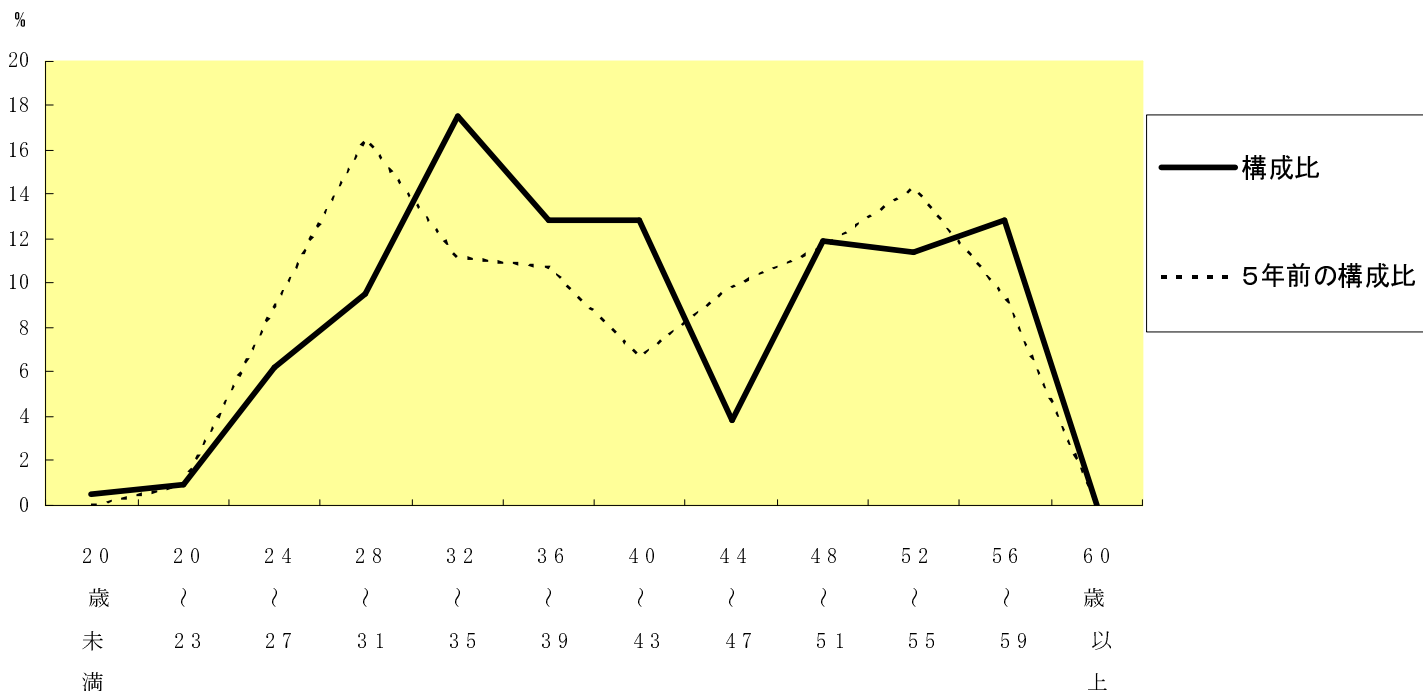
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員不補充による減
		総務	34	33	-1	
		税務	17	17	0	
		農林水産	4	4	0	
商工		3	2	-1		
土木		11	10	-1		
民生		43	45	2		
衛生	15	15	0			
	計	129	128	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.33人)	
	教育	53	53	0		
	小 計	182	181	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.76人)	
公営企業 会計等		水道	10	9	-1	欠員不補充による減
		下水	5	5	0	
		その他(国保・介護)	16	16	0	
		小 計	31	30	-1	
合 計			213 [237]	211 [237]	-2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 50人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数に特別職、臨時職員は含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	
歳	未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
	満											上

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	2人	13人	20人	37人	27人	27人	8人	25人	24人	27人	0人	211人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	138	134	136	134	129	128	△10 (100%)
教育	54	55	50	48	53	53	△1 (100%)
普通会計	192	189	186	182	182	181	△11 (100%)
公営企業等会計	32	29	33	33	31	30	△2 (67%)
総合計	224	218	219	215	213	211	△13 (93%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める職員 給与費比率
21年度	千円 794,332	千円 △6,347	千円 78,323	% 9.9	% 9.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)20年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 11	千円 45,205	千円 3,558	千円 16,407	千円 65,170	千円 5,925	千円 6,158

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ない

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	42.9 歳	342,461 円	493,712 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋町			粕屋町 (一般行政職・団体平均等)		
1人当たり平均支給額 (21年度)			1人当たり平均支給額 (21年度)		
1,586 千円			1,523 千円		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.40 月分		2.75 月分	1.40 月分	
(1.5)月分	(0.7)月分		(1.5)月分	(0.7)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (22年4月1日現在)

粕屋町			粕屋町 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	26,817 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)		1,521 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		152,097 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	3.6 %	9 人	3.6 %

オ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	704 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	101 千円
支給実績 (20年度決算)	1,095 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	137 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算5,000円	同じ	—	1,232 千円	205,250 円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 2,500円	同じ	—	1,005 千円	201,000 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用 者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	205 千円	40,972 円
管理職手当	部長 66,000円 事務局長・次長 57,000円 課長 53,000円 課長補佐 42,000円	同じ	—	1,644 千円	548,000 円